

2026年2月27日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長CEO 廣田 康人
(コード番号：7936 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員CAO 堀込 岳史
TEL. (050) 1742-8248

**アシックス2025年度定時株主総会
第3号議案へのGLASS LEWIS社反対推奨に対する見解**

アシックスは、本年3月25日開催予定の2025年度定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に上程予定の第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」に関して、議決権行使助言会社Glass, Lewis & Co., LLC（以下、「GL社」といいます）が、社内出身の常勤監査等委員候補である倉本学氏の選任に反対推奨していることを確認いたしました。

GL社の反対推奨理由は「監査等委員会の委員長が独立社外取締役でない」ことがGL社の定めるガイドラインに反することに起因するものですが、アシックスはGL社のガイドラインそのものが以下の観点から重大な問題を含んでいると考えています。

1. 会社法が明確に区分する「株主総会の決議事項」と「監査等委員会の決議事項」の峻別を無視していること
2. 監査等委員会における「委員長の属性」と「意思決定権の所在」を混同していること
3. 米国型のガバナンスモデルを前提とし、日本の会社法制度及び企業実務の構造的特性を考慮していないこと

アシックスは、日本企業の一社として、また日本におけるコーポレートガバナンス向上に取り組む企業の一員として、本件を個社の問題にとどめず、議決権行使助言会社による議決権行使ガイドラインが内包する構造的問題の一つとして、本見解を表明いたします。

多くの日本企業が、日本の会社法制度及び企業実務の特性を前提に、独立性と実効性を両立した監査体制を構築しています。GL社の基準が日本の法制度の基本原則を無視し、米国型モデルを一律に適用するものであるとすれば、それは日本企業全体に関わる構造的問題だと考えています。

株主の皆様にあしックスの見解をお届けさせていただくと共に、本議案へのご理解・ご賛同を賜りたくお願い申し上げます。また、機関投資家である株主の皆様におかれましては、GL社の推奨に依拠するのではなく、スチュワードシップコードの的確な運用、受託者責任の履行の観点から、適切な議決権行使判断を行っていただきますようお願い申し上げます。

■GL 社による反対推奨内容

GL 社は、当社の監査等委員会について「独立社外取締役が過半数を占める」という基準は満たしているものの、「監査等委員会の委員長が独立社外取締役でない」ことが GL 社の定めるガイドラインに反することを理由に、社内出身の常勤監査等委員候補である倉本学氏の選任に反対推奨しています。

■アシックスの見解

1. 会社法が定める決議事項の峻別の無視

GL 社の反対推奨は、株主総会後に監査等委員会が専権的に決定する「委員長の属性」を理由として、株主総会議案（取締役の選任）への反対を推奨するものです。これは、会社法が各機関に明確に割り振った権限・役割の区分を無視するものであり、以下の点で重大な問題があると考えています。

(1) 法的整合性の欠如

株主総会で決議されない事項（委員長の選定）を理由に、株主総会議案（取締役の選任）への反対を求めることは、会社法の定める決議事項の区分と整合しません。

(2) 監査等委員会の専門的判断の否定

監査等委員会が、その構成員の専門性・経験を踏まえて決定すべき内部の役割分担について、株主総会の段階で実質的に介入することは、監査等委員会の独立性と専門的裁量を損ないます。

(3) 各機関の役割分担原則の侵害

「誰を取締役として選任するか」（株主総会の権限）と「選任後の役割分担をどうするか」（監査等委員会の権限）の区別を曖昧にすることは、会社法が定める各機関の役割分担原則に反します。

2. 「委員長」と「意思決定権」の混同

GL 社のガイドラインでは、「委員長（議事進行役）の属性」を重視していますが、監査等委員会のガバナンスにおいて本質的に重要なのは、「意思決定権を誰が有するか」です。アシックスの体制では、以下のとおり、委員長が誰であれ、意思決定権は構造的に独立社外取締役が有しています。議事進行役の属性によってガバナンスの独立性を評価する GL 社の基準は、監査等委員会の法的構造及び実務の実態の両面において、根本的な誤りを含んでいると言わざるを得ません。

(1) 委員長（議長）の法的位置づけ

会社法及び実務において、監査等委員会の委員長（議長）の役割は、「監査等委員会の招集」「議事の進行」に限定されており、委員長は、監査等委員会の「代表者」や「決定権者」ではなく、「議事進行役」に過ぎません。また、「監査等委員会の招集」についても、委員長以外の監査等委員が監査等委員会の開催を請求した場合には、監査等委員会を開催することとなります（会社法 399 条の 8）。ついては、委員長が他の監査等委員より強い決定権限を有するわけではありません。

(2) 意思決定権の所在

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数をもって行います（会社法 399 条の 10 第 1 項）。

当社の監査等委員会の構成（独立社外 2 名、社内 1 名）では、あらゆる決議において社内 1 名の意見のみでは意思決定できません。

3. 米国型モデルの一律適用の問題

アシックスが GL 社と行った対話を通じて、GL 社の評価基準が米国型のガバナンスモデルを前提にガイドラインを策定・設定していることを認識しました。しかしながら、両国間の法制度の違いに起因し、アシックスを含め日本企業の大半では、内部統制の構造が米国型のガバナンスモデルとは大きく異なります。GL 社のガイドラインは、米国型の内部統制構造を前提として策定されており、日本の会社法制度及び企業実務の構造的特性が考慮されていないと考えられます。このように、GL 社のガイドラインは、各国の法制度・企業実務の多様性を無視し、単一のモデルを一律に適用しようとするものであり、日本における議決権行使助言会社のガイドラインとして適切性を欠くと考えます。

上記の構造的違いを前提とすると、日本企業において社内出身の常勤監査等委員が果たす機能は重要であり、かつ、独立性を損なうものではなく、独立社外取締役が過半数を占める構造の下においては、「独立した判断のための情報の質」を高めるものと整理できます。

■結び

アシックスは、会社法の定めに従い監査等委員会の過半数を独立した社外取締役とする一方、アシックスグループの事業や業務に精通した社内出身の監査等委員をも選任することにより、全体として実効的な監査が行われる体制を確保しております。すなわち、社内出身の常勤の監査等委員が社内の情報を的確かつタイムリーに収集し、これに基づき実効的な監査を実施する一方で、独立社外取締役が、様々な専門知識や多角的な視点を生かしつつ、当社の経営陣から独立した立場から監査を実施することとしており、これらの監査等委員が連携することにより、全体として、アシックスの監査の独立性の確保及び実効性の確保・向上が実現できると考えております。また、当社は、監査等委員が計画的かつ効率よく監査を行うための体制を整えており、社内出身の常勤監査等委員と独立社外取締役が適切に連携しつつ厳正な監査を行うことができると考えております。アシックスは、この体制が企業価値の持続的向上に資する最善の体制であると確信しており、第3号議案へのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。また、GL社に対しては、本見解において提起した問題点について、真摯な再検討を求めます。

以 上

<ご参考：アシックスの監査等委員会の構成>

第3号議案で選任を求める候補者及びアシックスの監査等委員会の構成は以下の通りです。なお、委員長及び常勤監査等委員の選定は、株主総会での選任後、監査等委員会において決定予定です。

- ・社内取締役（常勤監査等委員）1名
倉本学氏（常勤監査等委員候補、当社業務執行経験者）
- ・独立社外取締役（監査等委員）2名
横井康氏（公認会計士）、江藤真理子氏（弁護士）

✍